

平成 18 年 2 月 9 日

向日市長 久嶋 務 様

向日市特別職員報酬等審議会  
会 長 村 上 亨

特別職員報酬等の額について (答申)

平成 18 年 1 月 18 日付 17 向人第 11410 号で諮問のあった市長等特別職員及び議員の報酬月額等、非常勤特別職員の報酬額及びそのあり方全般について、本審議会において広範囲にわたる意見交換と検討を重ね慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 - 1 . 報酬月額等の額の是非について

特別職員の報酬等は、市民の信託に応え、市政を推進するための活動を保証し、活動に見合う適正な額が求められる一方、市民の目から見て適正なものであることが求められる。

こうした中、今日の社会経済情勢のもと、「民間準拠」を基本とする国の人事院勧告は、民間企業の給与状況を調査し公務員給与に反映させるため、本給について、下げ率は緩やかになったとはいえ 14 . 15 年度に引き続き 17 年度もマイナス勧告を行い、本市でも国に準じ一般職員の本給は減額改定されたところである。

市長等特別職の給料について、他市の状況は、市の財政状況や一般職の本給マイナス改定から、概ね 13 年度以降、減額改正がなされたところである。しかしながら本市では、すでに平成 10 年 1 月から 5 % 削減が行われている。また、市議会議員の議員報酬については、引き下げられている市は一部あるが、本市では、平成 4 年から据え置かれており、

平成 11 年には議員立法により 2 名の議員定数削減が行われている。

これらの状況や他市との均衡を勘案すると、今直ちに引き下げを行うべき積極的な理由は見当たらないし、現在の社会状況や市民感情からして引き上げる状況でもない。したがって、本審議会としては、市長等特別職の給料月額及び議員の報酬月額については、現行の額が妥当であると判断する。

なお、市長等特別職の給料 5 % 削減は条例附則で当分の間とされ、すでに 8 年が経過する。市民に対し明確にするため、この減額した額を本則で規定すべきと考える。その上で、毎年審議会を開催し、報酬等の額の是非を検討されることを望むものである。

#### 1 - 2 . 市長等特別職の勤勉手当の廃止について

市長等特別職の勤勉手当の廃止については、今般の社会状況や国、他市の状況、手当の趣旨を勘案すると、市の行財政改革を率先して推進される立場からの然るべき適切な措置であると思料する。

しかしながら、勤勉手当を廃止したとき、その職務職責を考えると、年収額の急激な減少や、一般職員の期末勤勉手当額を下回ることは適当ではないと考える。このため、国の制度にある、現行管理監督する職責にある管理職員の期末勤勉手当算定基礎額に加算されている管理職手当相当分を、期末手当算定基礎額に加えるといった措置を講じる事が適当である。また、その率については、他団体等を参考に、市民に納得のいくものとすべきであり、給料の 15 % が相応であると考えられる。

次に、通勤手当であるが、地方自治法上、市長等特別職に通勤手当を支給することは問題なく、実費弁償であることにより、一般職員の例により支給するべきである。

#### 2 . 議員及び非常勤特別職員の報酬額について

議員の報酬月額については、1 - 1 で答申したところである。また、その他非常勤特別職員の報酬額についても現行額が妥当と判断する。

なお、議員には市長等と同月数の期末手当が支給されており、年収額について他市と比較しても、現行額の額が妥当であると判断する。

なお、市長等特別職について勤勉手当廃止に伴う期末手当基礎額の改正措置を答申したところであるが、この措置は一般職を管理監督する職責とその均衡を考慮したものであり、議会議員には適用しない。

### 3 . 非常勤特別職員の月額報酬の支払い方法及び出張旅費日当の額について

地方自治法において、非常勤特別職員に対する報酬はその勤務日数に応じて支給するとされており、月額報酬を受ける非常勤特別職員について日割り支給の規定を設けるのは、当然のことである。

また、旅費日当について、市長、議員等と同額とするのも同様と考える。